

日本国 前橋工科大学 と 中華人民共和国 吉林建筑工程学院城建学院 との
協力と交流に関する協定

日本国の前橋工科大学と中華人民共和国の吉林建筑工程学院城建学院は、学術及び教育上の交流を促進することについて、以下の項目に合意する。

- 1 双方の大学は、相互理解と親善の精神をもって協力し、友好の絆を深めることに合意する。
- 2 双方の大学は、相互の緊密な協力により、部局の教職員、研究者及び学生の交流並びに、学術文献の交換を行うものとする。さらに、共同研究など広く学術及び教育上の交流を促進するものとする。
- 3 この協定により、直ちにいかなる資金の確保がなされるものではないが、双方は、可能な限りにおいて共同事業を支援するものとする。事業や活動への参加費は、別途合意がなされない限り、原則として、各々の大学が負担するものとする。
- 4 この協定の実施については、双方で協議し合意するものとし、必要に応じて双方の責任者により実施についての覚え書を作成するものとする。
- 5 以上の活動を通じて、双方は、日本と中国の友好と親善を促進し、両国の学術文化の交流に寄与するものとする。
- 6 (この協定書の期間は5年とするものである) この協定書は、双方の署名が完了した日から効力を発するものとし、その後は、5年ごとに継続の手続きをするものとする。ただし、いずれの大学も他方の大学に対し、この協定を終了させる意思を書面により通知する場合はこの限りではない。
- 7 いずれの一方も6か月前までに、書面により他方の大学に通知することにより、この協定の満期に先立ってこの協定を終了させることができる。この場合、すでに承認されている事業若しくは活動について、この協定のもとで完成させられることが許されるものとする。

この協定書は、日本語及び中国語により作成され、ともに効力を有し、双方がそれぞれ一部ずつ保存するものとする。

2012年8月23日

前橋工科大学
学長 辻 幸和

辻 幸和

2012年8月23日

吉林建筑工程学院城建学院
院長 王 永平

王永平

中华人民共和国吉林建筑工程学院城建学院与日本国前桥工科大学 关于合作与交流的协定

中华人民共和国吉林建筑工程学院城建学院与日本国前桥工科大学，就促进学术以及教育交流事宜达成如下协议：

- 1 双方大学同意本着相互理解和友好的精神，彼此合作，由此加深双方友谊。
- 2 双方大学，在相互紧密协作的基础上，探索并逐步开展教职员、研究人员和学生的交流以及学术出版物的交换项目。并在此基础上，双方进一步促进合作研究以及其他广泛的学术与教育交流。
- 3 双方应尽可能地支持两大学的合作项目，但本协定不直接保证任何形式的资金，原则上由双方各自负担自己所参与的有关项目和活动的费用。
- 4 本协定的具体实施应经过双方协商同意。在必要的情况下，双方应由相关负责人就本协定的实施签署备忘录。
- 5 通过以上活动，双方大学为促进中日两国的友谊，为两国的学术与文化交流作出贡献。
- 6 （本协定书有效期为五年）本协定自双方签字之日起生效。如双方的任何一方没有以书面形式通知对方终止本协定，双方应每五年进行续签一次。
- 7 双方的任何一方都可以提前六个月以书面形式通知对方，在本协定期满前提出终止本协定。在此情况下，经过双方同意认可的项目或活动，依据本协定的条件允许继续进行，直至完成。

本协定书由中文和日文两国文字作成，两种文本具有同等效力。双方各自持有各种文本一份。

2012年8月23日

吉林建筑工程学院城建学院
院长

2012年8月23日

前桥工科大学
校长